

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1号 遠軽町税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 5号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 6号 財産の取得について
- 日程第 10 議員派遣について

平成26年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年5月20日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 1号 遠軽町税条例の一部改正について
日程第 5 議案第 2号 遠軽町都市計画税条例の一部改正について
日程第 6 議案第 3号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第 4号 工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第 5号 財産の取得について
日程第 9 議案第 6号 財産の取得について
日程第10 議員派遣について
-

◎出席議員（17名）

- | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 杉本信一君 |
| | 1番 | 今村則康君 | 2番 | 岩上孝義君 |
| | 3番 | 佐藤昇君 | 4番 | 稲場仁子君 |
| | 5番 | 奥田稔君 | 6番 | 山田和夫君 |
| | 7番 | 黒坂貴行君 | 9番 | 岩澤武征君 |
| | 10番 | 阿部君枝君 | 11番 | 山谷敬二君 |
| | 12番 | 松田良一君 | 13番 | 竹中裕志君 |
| | 14番 | 秋元直樹君 | 15番 | 高橋義詔君 |
| | 16番 | 一宮龍彦君 | | |
-

◎欠席議員（0名）

◎列席者

《平成26年5月20日》

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	新山 史賢 君
代表監査委員	村瀬 光明 君		

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	総務部長	高橋 義久 君
民生部長	村本 秀敏 君	経済部長	大河原 忠宏 君
経済部技監	中川原 英明 君	総務部参与	岡村 宏 君
総務課長	舟木 淳次 君	情報管財課長	中村 哲男 君
企画課長	加藤 俊之 君	財政課長	鈴木 光男 君
税務課長	会津 靖朗 君	建設課長	山本 善宏 君
会計管理者	小野寺 健 君	丸瀬布総合支所長	小谷 英充 君
白滝総合支所長	荒井 正教 君	教育長	河原 英男 君
教育部長	寒河江 陽一 君	総務課長	大貫 雅英 君
総務課参事	藤本 陽一 君	社会教育課参事	門脇 和仁 君
監査委員事務局長	伯谷 和昭 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田 守 君	事務局主幹	河本 伸二 君
庶務・議事担当係長	小玉 美紀子 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成26年第3回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成25年度例月出納検査の結果、水道料金の債権放棄の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は第10までとなっております。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩上議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成26年第3回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成26年第3回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成26年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、地域医療体制の堅持並びに医師確保に関する要請活動についてであります。新臨床研修医制度をきっかけとした、地方における医師不足による医療崩壊が深刻化しています。遠紋地区においても同様であり、遠軽厚生病院の整形外科医師1名と泌尿器科医師1名が4月から減員されたことは、遠紋二次医療圏の医療体制を脅かす要因となってきております。このため、遠紋7市町村とも協力の上、4月23日に、北海道及び北海道厚生連に対し、住民が安心して暮らせる地域医療体制の堅持について要請を行ってまいりました。今後も、関係市町村と連携を図り、医師の確保に向け、引き続き要請を行ってまいります。

次に、観光については、春先の天候不順により雪解けが遅く、影響が心配されていたところですが、4月26日に丸瀬布森林公園いこいの森、29日には太陽の丘えんがる公園が好天のもと開園したところです。この後も安定した気候が続き、多くの観光客に訪れてもらうことを期待するところです。

また、今年で5回目となる「匠のアスパラ料理フェア」が5月1日から5月31日までの期間で開催されているところであります。これによりまして、地域資源のブランド力向上と地域産業の振興が図られるとともに、飲食店等が活性化することを期待するところです。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町税条例等の一部改正については、地方税法の一部改正等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

《平成26年5月20日》

議案第 3 号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第 4 号工事請負契約の締結については、平成 25 年度遠軽中学校大規模改修工事（建築主体）（繰越）について、議会の議決を求めるものです。

議案第 5 号財産の取得については、生田原学校給食センター食器・食缶洗浄機の購入について、議会の議決を求めるものです。

議案第 6 号財産の取得については、丸瀬布水泳プール上屋・側面シートの購入について、議会の議決を求めるものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、この都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第 4 議案第 1 号から日程第 6 議案第 3 号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第 4 議案第 1 号遠軽町税条例等の一部改正について、日程第 5 議案第 2 号遠軽町都市計画税条例の一部改正について、日程第 6 議案第 3 号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について、以上、議案 3 件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 議案第 1 号遠軽町税条例等の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては参考資料により御説明いたしますので、7 ページの次にあります遠軽町税条例等改正資料をお開き願います。

第 1 条による改正。

町民税の納税義務者等につきましては、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備でございます。施行日は、表中右端の施行年月日欄にそれぞれ条項ごとに記載してございますので、御参照願います。

次に、所得割の課税標準は、地方税法の号の変更に伴う規定の整備でございます。法人税割の税率につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図り、税収全額を地方交付税の原資とする地方法人税の創設に伴い、法人町民税の法人税割の税率を 14.7% から 12.1% に引き下げるものでございます。これは、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、経済活動の盛んな大都市の税収が増えることから、地方の自治体

《平成 26 年 5 月 20 日》

との財政力格差の縮小を図る措置でございます。

法人の町民税の申告納付及び法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金は、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度及び申告納付制度が新設されることに伴う規定の整備でございます。外国法人は、本町にはございません。

第57条及び第59条は、小規模保育事業及び認定こども園の用に供する固定資産を固定資産税の非課税の範囲に追加することに伴う規定の整備でありまして、第57条で当該事業を開始し、非課税の適用を受けようとする場合の申告の手続、第59条で当該事業を廃止し、非課税の適用を受けなくなった場合の申告の手続を規定するものでございます。

軽自動車税の税率は、原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型特殊自動車にあっては税率を約1.5倍に引き上げ、また、税率の最低額を2,000円とするものでございます。3輪、4輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車等は、自家用乗用車にあっては1.5倍に引き上げ、その他の区分の車両にあっては約1.25倍に引き上げるものでございます。

次のページ、アの附則第4条の2は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備でございます。

イの附則第6条からエの附則第6条の3までは、単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法に規定されているため条例規定は不要であることから、規定を削除するものでございます。

オの附則第7条の4は、地方税法の条の変更に伴う規定の整備でございます。

カの附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の免税措置等の課税特例を3年間延長し、平成30年度まで適用するものでございます。

キの附則第10条の2は、現行の第1項から第3項を第4項から第6項にそれぞれ繰り下げ、固定資産税の課税標準の特例として、第1項に「水質汚濁防止法に規定する特定施設等の汚水、廃液の処理施設」、第2項に「大気汚染防止法に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設」、第3項に「土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出、飛散の抑制施設」、これらの公害防止施設に係る課税標準の減額規定を追加し、同じく課税標準の特例として、第7項に「水防法に規定する不特定多数の者が利用する地下街等において、浸水防止計画に基づき取得された止水板、防水扉等の設備」、第8項に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する自然媒体を利用したノンフロン製品で、陳列棚等の業務用冷凍・冷蔵機器の課税標準」の減額規定を追加するものでございます。

クの附則第10条の3は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設され、耐震基準適合家屋の納税義務者が減額の申告をする場合の手続の規定を第9項に追加するものでございます。

ケの附則第16条は、グリーン化を進める観点から、軽自動車税の税率特例を規定し、3輪、4輪以上の軽自動車に対して、最初の新規検査を受けた月から起算して14年を経

過した月に属する年度以後の軽自動車税に、改正後の税率の20%の重課税率を適用するものでございます。

コの附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例を3年間延長し、平成29年度まで適用するものでございます。

サの附則第19条及びシの附則第19条の2は、規定の明確化に伴う規定の整備でございます。

スの旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告は、附則第21条第1項にあっては規定の明確化に伴う規定の整備でありまして、第2項にあっては、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴い、規定を削除するものでございます。

また、セの附則第21条の2は、地方税法の項の削除に伴う規定の整備でございます。

ソの附則第22条から、次のページチの附則第23条までは、東日本大震災に係る特例については、必ず条例で定めなければならないこととされている事項を除き、規定しないこととすることから、削除するものでございます。

ツの附則第24条及びテの附則第25条は、条のずれにより、規定をそれぞれ附則第22条、第23条に繰り上げるものでございます。

第2条による改正。

ア、イ、ウは、平成26年遠軽町条例第7号の改正でありまして、地方税法の項の削除及び改正に伴う規定の整備でございます。

次に、別紙の4ページに戻りまして、下段にあります附則第1条施行期日、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成26年4月1日から適用するものでありますが、ただし書きにより、一部規定については別に施行期日を定めております。内容につきましては、参考資料、施行年月日欄のとおりでございます。

第2条に町民税に関する経過措置、第3条に固定資産税に関する経過措置、第4条以降に軽自動車税に関する経過措置等を定めてございます。第6条に読替規定を設けておりまして、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた3輪、4輪以上の軽自動車は第82条軽自動車税の引き上げの規定の適用をせず、現行の税率としており、また、附則第16条重課税率の適用年度の前年度までにつきましても、現行の税率としております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法の一部改正が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページにあります遠軽町都市計画税条例

《平成26年5月20日》

改正資料をお開き願います。

アの附則第4項及びイの附則第12項は、地方税法の項の変更に伴う規定の整備でございます。

前のページに戻りまして、附則第1項施行期日、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、平成26年4月1日から適用するものでございます。また、第2項及び第3項に経過措置等を定めてございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部改正等が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページにあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

課税額は、課税限度額の引き上げでありまして、後期高齢者支援金等分にあつては14万円から16万円に引き上げる。また、介護納付金分にあつては12万円から14万円に引き上げるものでございます。既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収は、地方税法施行規則の条の変更に伴う規定の整備でございます。

国民健康保険税の減額は、減額の基準について5割減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘じる金額を35万円から45万円に引き上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象の拡大を図るものでございます。

前のページに戻りまして、附則第1項、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成26年4月1日から適用するものでございます。

第2項で、適用区分を定めてございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程した議案3件の質疑を行います。質疑は、各議案ごとに行います。

議案第1号遠軽町税条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成26年5月20日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決します。

採決は、上程の順により、各議案ごとに行います。

議案第1号遠軽町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町都市計画税条例の一部改正についてを採決します。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第4号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成25年度遠軽中学校大規模改修工事（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は1億1,610万円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地5、株式会社山口産商代表取締役山口正英であります。

この工事につきましては、5月14日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、株式会社山口産商が1億1,610万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表1枚目の裏22番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社山口産商とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成27年1月31日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第5号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第5号財産の取得について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、生田原学校給食センター食器・食缶洗浄機1台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は1,019万5,200円です。

取得の相手方は、東京都大田区東六郷3丁目15番8号、日本調理機株式会社代表取締役社長黒澤公雄であります。

この財産の取得につきましては、5月14日、日本調理機株式会社、株式会社中西製作所、株式会社丸善、ホシザキ北海道株式会社、タニコー株式会社の5社により指名競争入札を行い、日本調理機株式会社が1,019万5,200円で落札をしております。なお、

日本調理機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成26年8月20日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号財産の取得についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第6号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 議案第6号財産の取得について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、丸瀬布水泳プール上屋・側面シート一式であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は948万2,400円であります。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布中町14番地、株式会社イチマル代表取締役谷口寿康であります。

この財産の取得につきましては、5月14日、合資会社ウメダ、株式会社イチマル、丸カ前本商事株式会社、いづみや、山崎産業株式会社の5社により指名競争入札を行い、株式会社イチマルが948万2,400円で落札をしております。

株式会社イチマルとは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成26年6月13日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

岩上議員。

○2番（岩上孝義君） ちょっと伺うのですけれども、この工事発注状況、建設工事、それから財産所得、二つに分かれているのですけれども、今でもそうなのですけれども、これに載せてもらえれば大変ありがたいと思うのですけれども、何か不合理な点あるのです

か。

○議長（前田篤秀君） 中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 建設工事等の発注状況の中にとということ、これについては、公表の関係で建設工事ということであらうとっておりますので、建設工事のみに限って公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） ですから、その中に載せたらいかなものなのかなと。我々は一番利用もしやすいです。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

中村情報管財課長。

○情報管財課長（中村哲男君） 今後、参考資料という形で提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○6番（山田和夫君） ちょっと教えてほしいのですが、こうした地域の水泳プールのシートというのは、冬になると外してしまうと。春先になると、また出してきて設置をするということが原則だろうというふうに思うのですが、今回、載っているのは財産の取得だけですね。取得をしたこのシートについて、そのプールの上に、春、設置をする事業というのは、また別な経費で出るのか、それとも、この経費の中にそれも含めて入っているのか、その辺の内容についてちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 大貫総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君） お答えいたします。私のほうでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

御指摘のとおり、上屋シートは春先につけて、終わった段階で外してしまっておくという状況になっています。今回の備品購入につきましては、シートを買うところまででございます。それを、上屋シートを張る部分については、委託料のほうで別に見てございますので、その中で対応していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号財産の取得についてを採決します。

《平成26年5月20日》

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議員派遣について

○議長(前田篤秀君) 日程第10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思えます。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時36分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、平成26年第3回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 前田篤秀

署名議員 岩上孝義

署名議員 阿部君枝